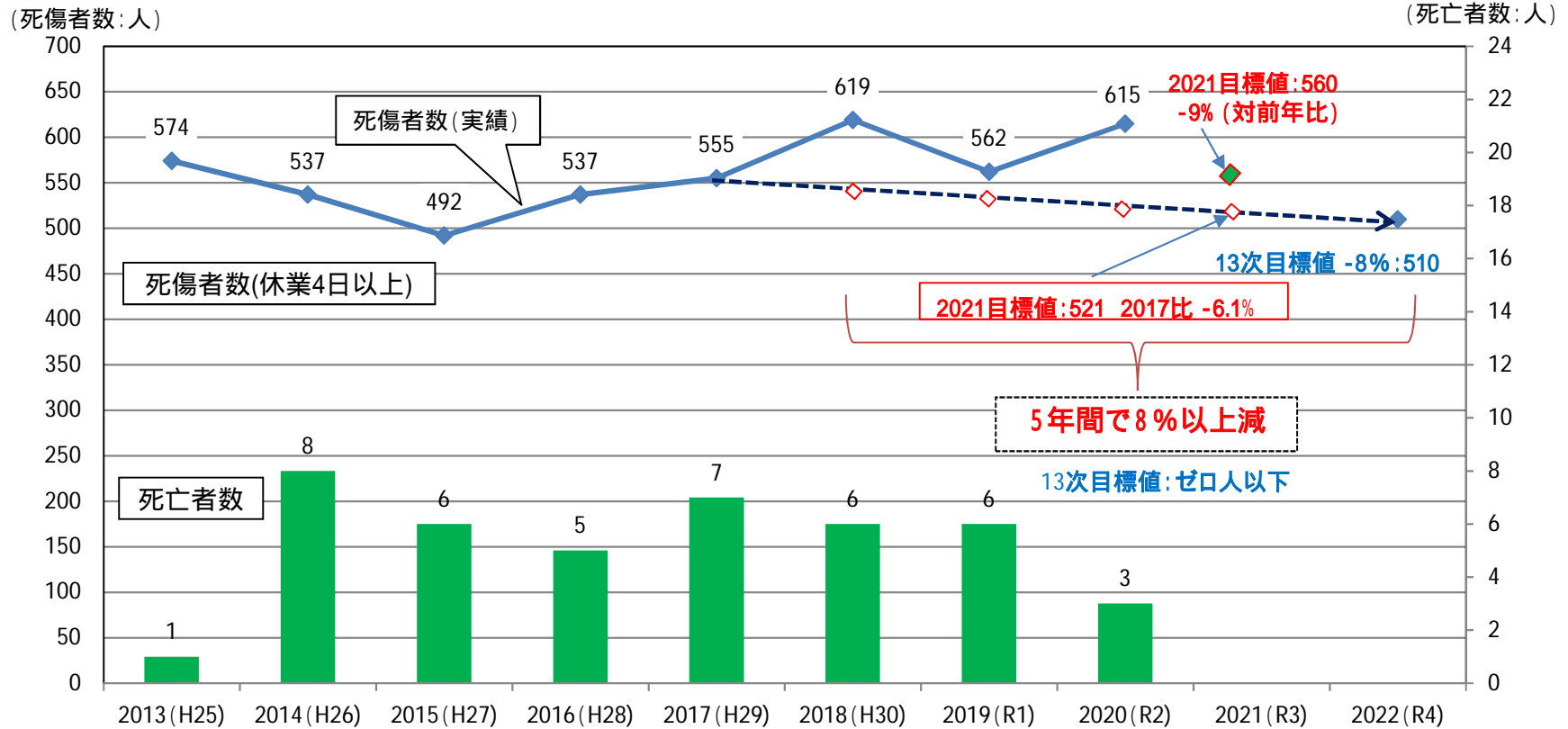


松山第13次労働災害防止推進計画の推進

松山署管内

1 松山第13次労働災害防止推進計画における労働災害の推移



第12次労働災害防止推進計画		松山第13次労働災害防止推進計画	
期間	2013年～2017年	期間	2018年～2022年
目標	死傷 495人以下(-15%以上) 死亡 0人 [平成2017年において:対2012年比]	目標	死傷 510人以下(-8%以上) 死亡 0人 [2022年において:対2017年比]
実績	死傷 555人(+11.9%) (内数死亡6人)	実績 2020	: 死傷者数 615人(対前年比: +5.3% 2017比: +10.3%) : 死亡者数 3人(対前年 -3人)

2 松山第13次労働災害防止推進計画の推進状況

松山第13次労働災害防止推進計画の目標 2022年までに2017年と比較して

死亡災害: 死亡者数をゼロとする。(各年も同様)

死傷災害: 平成29年比(555人)に対し、8%以上減少させる。

業種別目標(上記以外) 2022年までに2017年と比較して

製造業・建設業 死亡災害: 過去最少のゼロ人以下 死傷災害: 10%以上減少

林業 死亡災害: ゼロとする

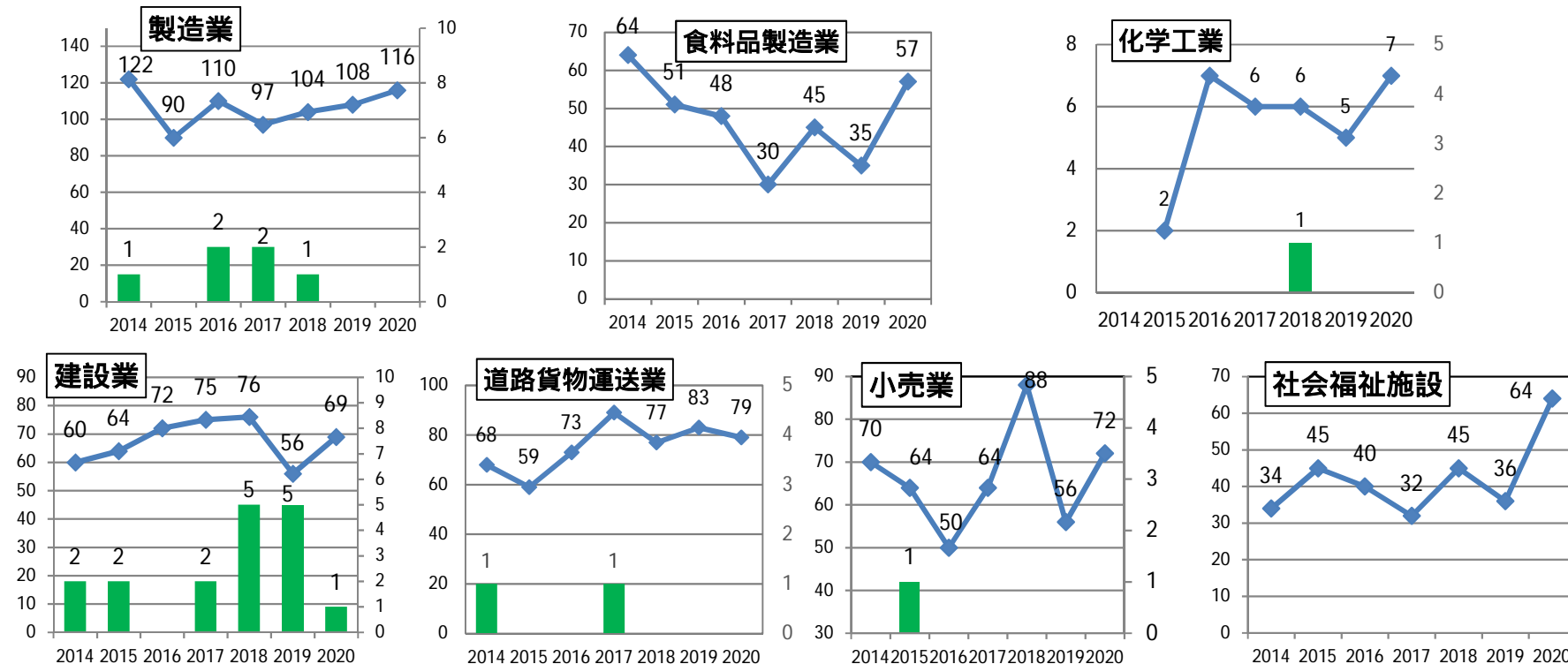
道路貨物運送業・小売業・社会福祉施設・飲食店 死傷災害: 5%以上減少

令和3年度目標(愛媛労働局)

死亡者数を、過去最少の9人以下を目指す。

死傷者数を令和2年比5.5%以上減少させる。

重点業種別労働災害発生状況 折線グラフ/死傷者数(各年確定値) 棒グラフ: 死亡者数



2020年 松山署管内の労働災害発生状況の特徴

・2020年における休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という)は、全産業で615人(前年比+53人、+9.4%)大幅に増加し、死亡者数は3人(前年比-3人)と減少した。

業種別で最多の「保健衛生業」で111人(前年比+48、+76.2%)、これに次ぐ「小売業」で72人(前年比+16、+28.6%)となり、保健衛生業で増加が顕著となっている。死亡者数は3で、前年の6人と比較すると減少した。令和2年度労働災害減少目標は達成出来なかった。

・事故の型別では、多い順から「転倒」181人(前年比+38、+26.6%)、「墜落・転落」130人(前年比+32、+32.7%)、「はさまれ・巻き込まれ」58人(前年比-21、-26.6%)となっている。特に「転倒」災害が大幅に増加している。

・年齢階層別では、60歳以上の死傷者数がもっとも多く161人で、全体の26.2%を占めている。特に、50歳以上の労働者による災害が313人と、全体の50.7%を占めている。

業種別	年 別					令和2年 (確定)	令和元年 同 期	対前年比	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年			増減数	増減率
全 産 業	(6) 492	(6) 537	(5) 555	(7) 619	(6) 562	(3) 615	(6) 562	+53	+9.4%
製 造 業	90	(2) 110	(2) 97	(1) 104	108	116	108	+8	+7.4%
食 料 品 製 造 業	51	48	30	45	35	57	35	+22	+62.9%
織 維 工 業									
その他の繊維製品製造業			1						
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	6	3	14	9	16	11	16	-5	-31.3%
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1	2	1		2	2	2	±0	
パ ル プ ・ 紙 製 造 業									
紙 加 工 品 製 造 業	2	4	3	2	2	1	2	-1	-50.0%
印 刷 ・ 製 本 業		2	2	1		4		+4	
化 学 工 業	2	7	6	(1) 6	5	7	5	+2	+40.0%
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	1	7	3	7	5	4	5	-1	-20.0%
鉄 鋼 業	1	(1) 1	2			4		+4	
非 鉄 金 属 製 造 業		2			1		1	-1	-100.0%
金 属 製 品 製 造 業	6	(1) 12	(1) 8	11	11	8	11	-3	-27.3%
一 般 機 械 器 具 製 造 業	12	7	(1) 11	9	13	7	13	-6	-46.2%
電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	4	3	1	4	3	4	-1	-25.0%
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業			1	1		2		+2	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	3							
そ の 他 の 製 造 業	6	8	12	12	14	6	14	-8	-57.1%
鉱 業	1			1	1		1	-1	
建 設 業	(2) 64	72	(2) 75	(5) 76	(5) 56	(1) 69	(5) 56	+13	+23.2%
土 木 工 事 業	(1) 18	27	(1) 26	(4) 28	(2) 18	(1) 17	(2) 18	-1	-5.6%
建 築 工 事 業	31	41	36	(1) 35	(3) 34	41	(3) 34	+7	+20.6%
うち木造家屋建築工事業	5	2	5	(1) 6	(1) 8	13	(1) 8	+5	+62.5%
そ の 他 の 建 設 業	(1) 15	4	(1) 13	13	4	11	4	+7	+175.0%
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業	8	2	8	8	4	8	4	+4	+100.0%
道 路 貨 物 運 送 業	59	73	(1) 89	77	83	79	83	-4	-4.8%
貨 物 取 扱 業	3	5	7	5	6	2	6	-4	-66.7%
うち港湾運送業	1	1	3	(1) 1		2		+2	
農 業	4	4	6	6	9	5	9	-4	-44.4%
林 業	6	(2) 12	10	9	12	10	12	-2	-16.7%
畜 産 ・ 水 産 業	3	2	1	2	2	2	2	±0	
商 業	(1) 87	72	87	122	89	95	89	+6	+6.7%
うち小売業	(1) 64	50	64	88	56	72	56	+16	+28.6%
金 融 広 告 業	12	13	21	21	10	6	10	-4	-40.0%
映 画 ・ 演 劇 業			2	1		1		+1	
通 信 業	17	19	23	22	11	16	11	+5	+45.5%
教 育 研 究 業	3	4	6	2	12	10	12	-2	-16.7%
保 健 衛 生 業	60	67	58	71	63	111	63	+48	+76.2%
うち社会福祉施設	45	40	32	45	36	64	36	+28	+77.8%
接 客 娯 楽 業	31	27	31	30	37	29	37	-8	-21.6%
うち飲食店	17	14	17	16	23	18	23	-5	-21.7%
清 掃 ・ と 畜 業	(1) 20	(1) 27	20	32	33	(1) 28	33	-5	-15.2%
官 公 署	1	4			1		1	-1	
そ の 他 の 事 業	(2) 23	(1) 24	14	(1) 30	(1) 25	(1) 28	(1) 25	+3	+12.0%

松山労働基準監督署管内（松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡）

休業4日以上で（ ）内は死亡者数を表し、内数である。3



令和3年労働災害発生状況

令和3年5月末日現在
松山労働基準監督署

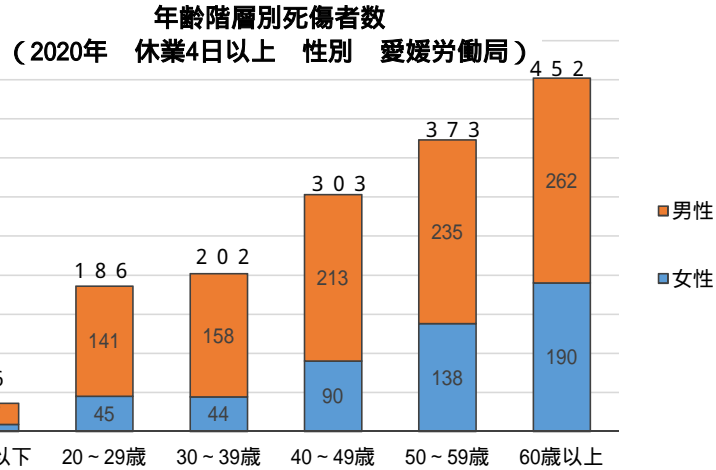
業種別	年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年 (1~5月)	令和2年 同期	対前年比	
									増減数	増減率
全産業		(6) 537	(5) 555	(7) 619	(6) 562	(3) 615	(1) 224	(3) 165	+59	+35.8%
製造業		(2) 110	(2) 97	(1) 104	108	116	38	44	-6	-13.6%
食料品製造業		48	30	45	35	57	9	20	-11	-55.0%
繊維工業										
その他の繊維製品製造業			1							
木材・木製品製造業		3	14	9	16	11	5	3		
家具・装備品製造業		2	1		2	2		2		
パルプ・紙製造業										
紙加工品製造業		4	3	2	2	1	1		+1	
印刷・製本業		2	2	1		4	1	1		
化学工業		7	6	(1) 6	5	7	3	2	+1	+50.0%
窯業・土石製品製造業		7	3	7	5	4	3	2	+1	+50.0%
鉄鋼業		(1) 1	2			4	1			
非鉄金属製造業		2			1					±0
金属製品製造業		(1) 12	(1) 8	11	11	8	3	4	-1	-25.0%
一般機械器具製造業		7	(1) 11	9	13	7	6	2	+4	+200.0%
電気機械器具製造業		4	3	1	4	3		2	-2	-100.0%
輸送用機械器具製造業			1	1		2	2	2	±0	
電気・ガス・水道業		3								
その他の製造業		8	12	12	14	6	4	4	±0	
鉱業				1	1		1			
建設業		72	(2) 75	(5) 76	(5) 56	(1) 69	20	(1) 21	-1	-4.8%
土木工事業		27	(1) 26	(4) 28	(2) 18	(1) 17	5	(1) 5		±0
建築工事業		41	36	(1) 35	(3) 34	41	13	12	+1	+8.3%
うち木造家屋建築工事業		2	5	(1) 6	(1) 8	13	1	3	-2	-66.7%
その他の建設業		4	(1) 13	13	4	11	2	4	-2	-50.0%
鉄道・道路旅客業		2	8	8	4	8	1	6		
道路貨物運送業		73	(1) 89	77	83	79	21	18	+3	+16.7%
貨物取扱業		5	7	5	6	2	1	1		
うち港湾運送業		1	3	(1) 1		2	1	1		
農業		4	6	6	9	5	3	2		
林業		(2) 12	10	9	12	10	3	4	-1	-25.0%
畜産・水産業		2	1	2	2	2				
商業		72	87	122	89	95	(1) 48	25	+23	+92.0%
うち小売業		50	64	88	56	72	34	17	+17	+100.0%
金融広告業		13	21	21	10	6	7		+7	
映画・演劇業			2	1		1				
通信業		19	23	22	11	16	7	3	+4	+133.3%
教育研究業		4	6	2	12	10	2	2		
保健衛生業		67	58	71	63	111	37	16	+21	+131.3%
うち社会福祉施設		40	32	45	36	64	22	12	+10	+83.3%
接客娯楽業		27	31	30	37	29	7	6	+1	+16.7%
うち飲食店		14	17	16	23	18	6	1	+5	+500.0%
清掃・と畜業		(1) 27	20	32	33	(1) 28	9	(1) 6	+3	+50.0%
官公署		4			1					
その他の事業		(1) 24	14	(1) 30	(1) 25	(1) 28	19	(1) 11	+8	+72.7%

松山労働基準監督署管内(松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡)

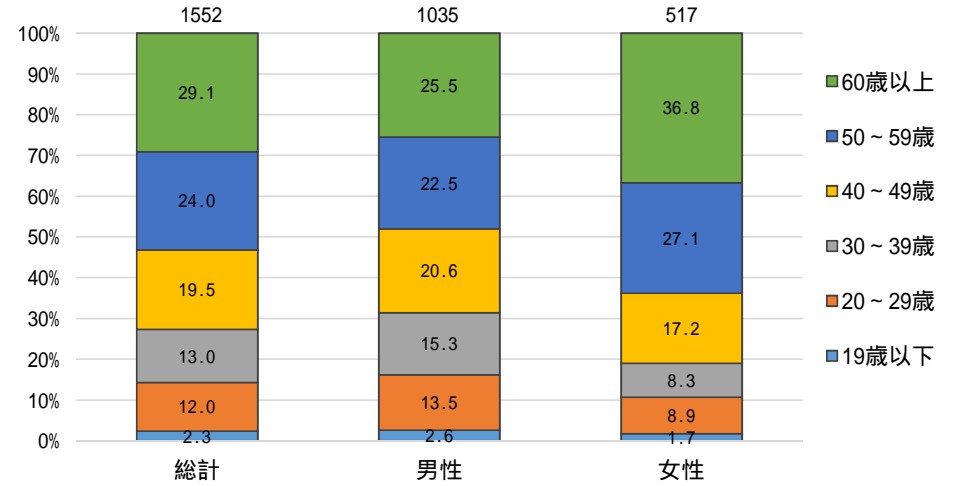
休業4日以上で()内は死亡者数を表し、内数である。4

2020年 年齢階層別労働災害発生状況

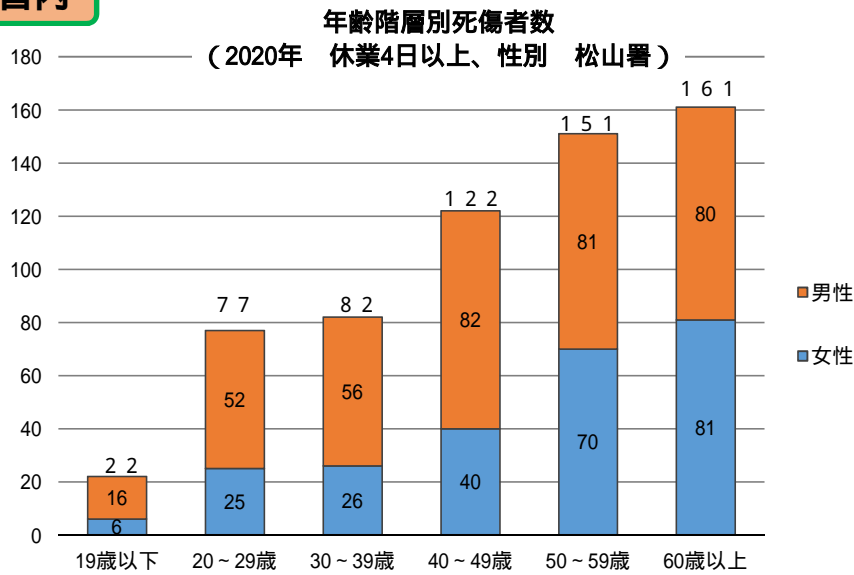
愛媛県内



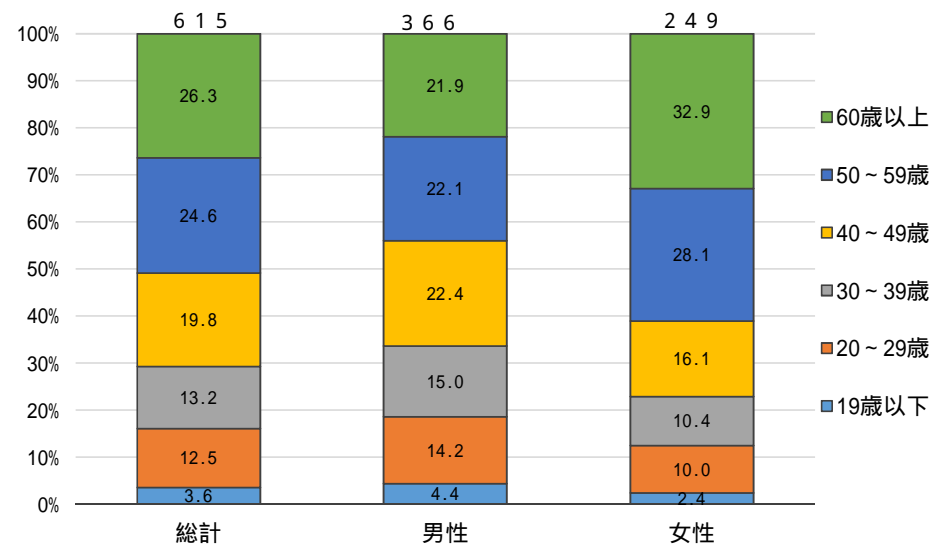
年齢階層別死傷者割合(%)
(2020年 休業4日以上 性別 愛媛労働局)



松山署管内



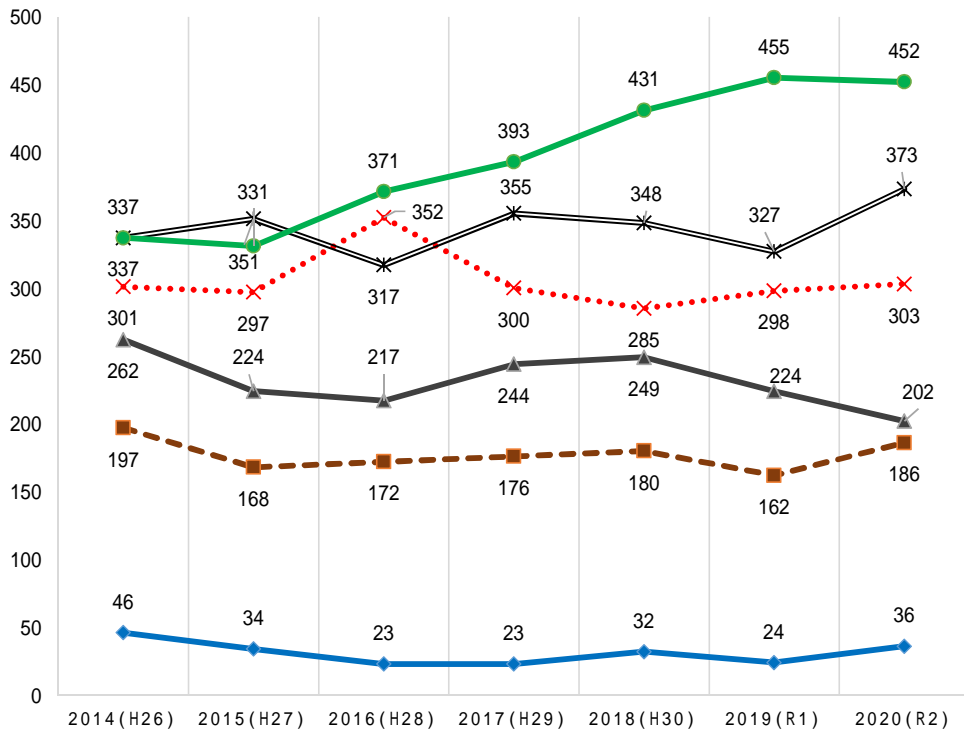
年齢階層別死傷者割合(%)
(2020年 休業4日以上 性別 松山署)



年齢階層別労働災害発生状況の推移

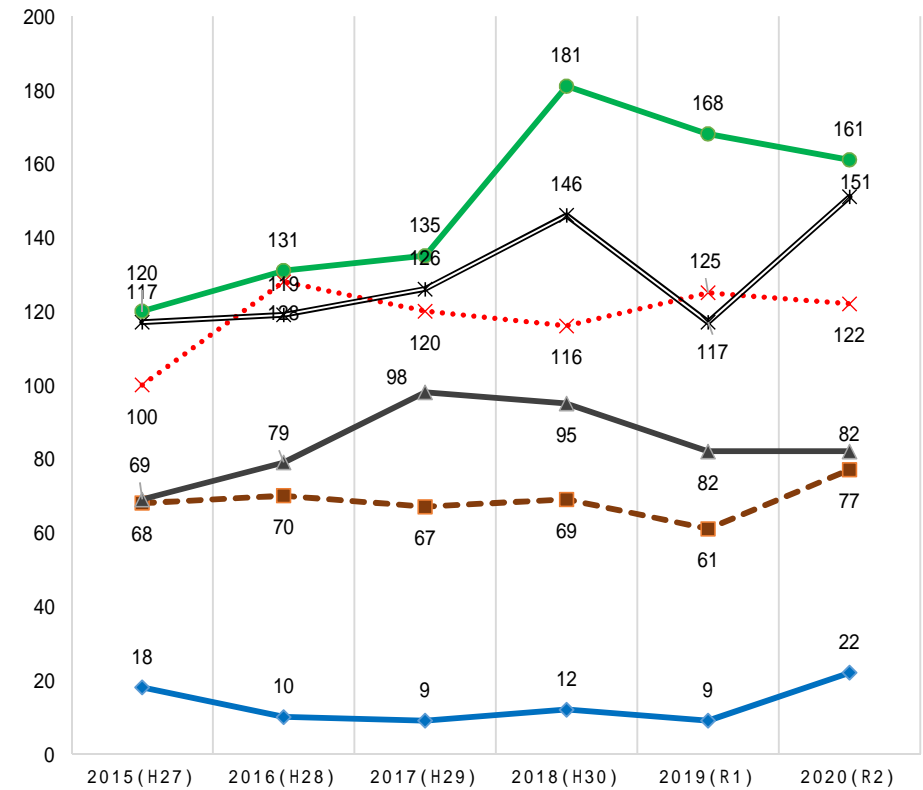
愛媛県内

年齢階層別死傷者数の推移
(休業4日以上 2014~2019 愛媛労働局)



松山署管内

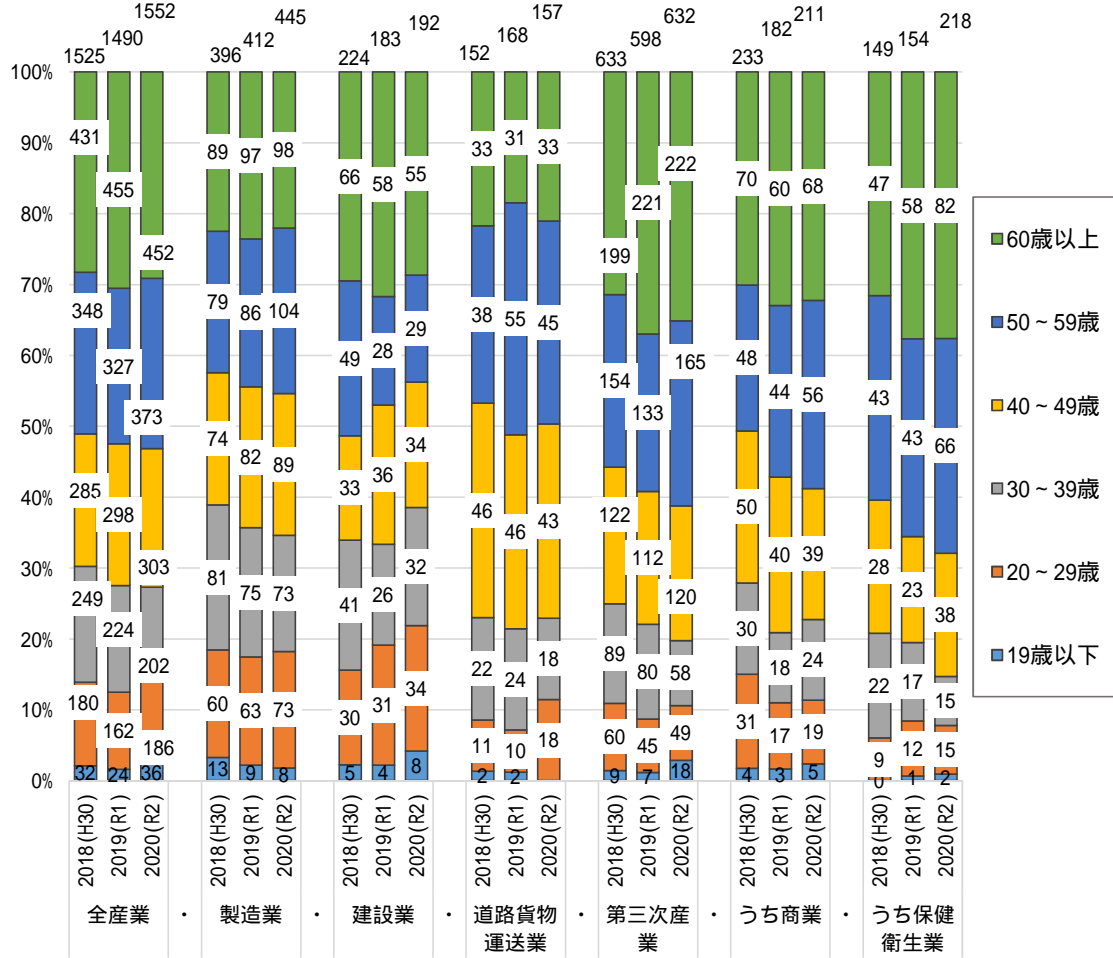
年齢階層別死傷者数の推移
(休業4日以上 2017(H27)~2020(R2) 松山署)



主要業種・年齢階層別労働災害発生割合

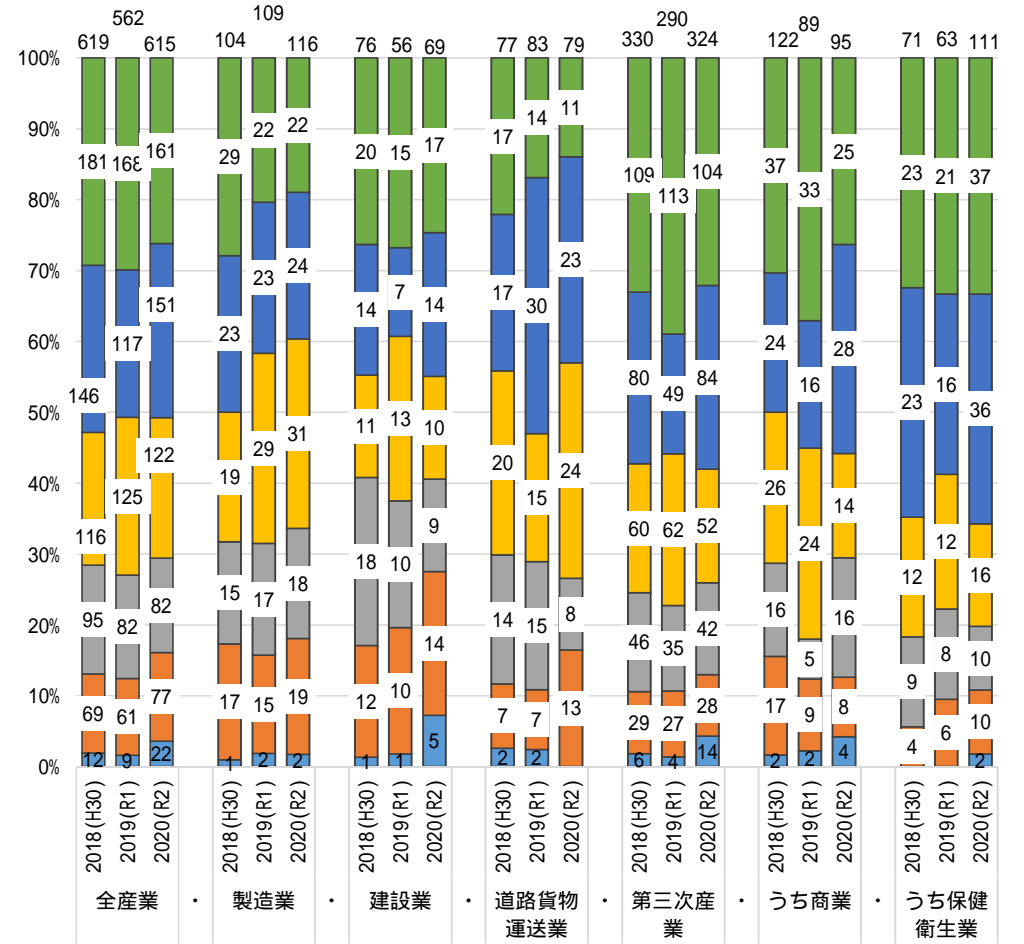
愛媛県内

主要業種・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2018・2019 数値は人数 愛媛労働局)



松山署管内

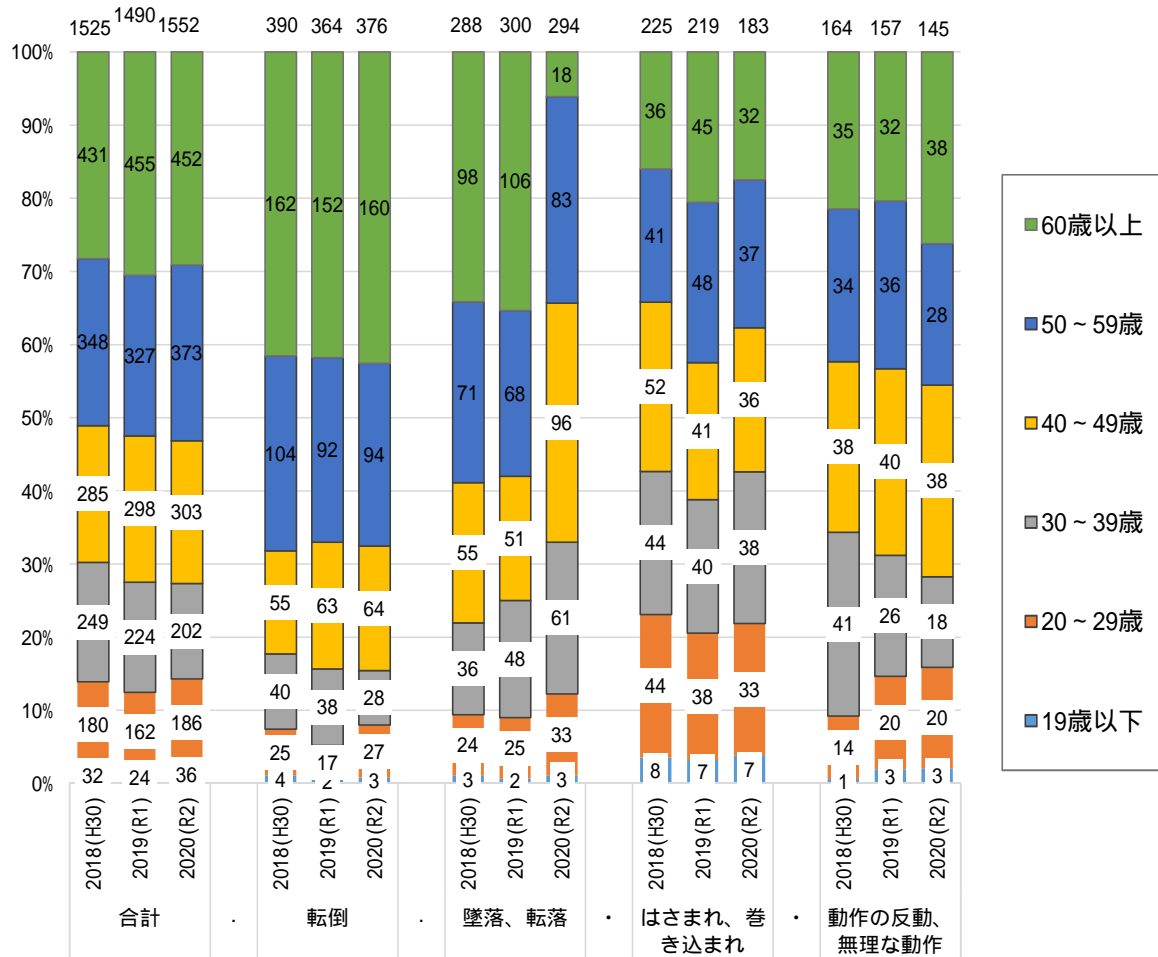
主要業種・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2018・2019・2020 数値は人数 松山署)



主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合

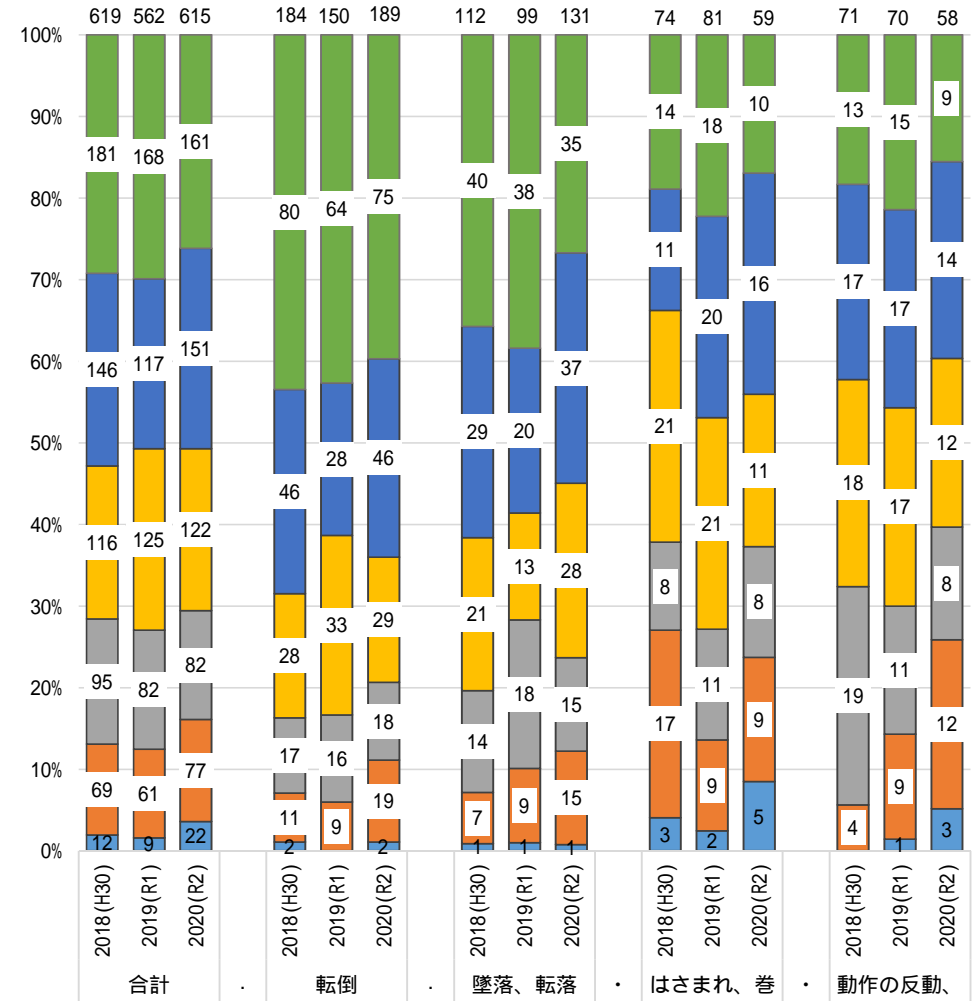
愛媛県内

主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2018・2019・2020 数値は人数 愛媛労働局)



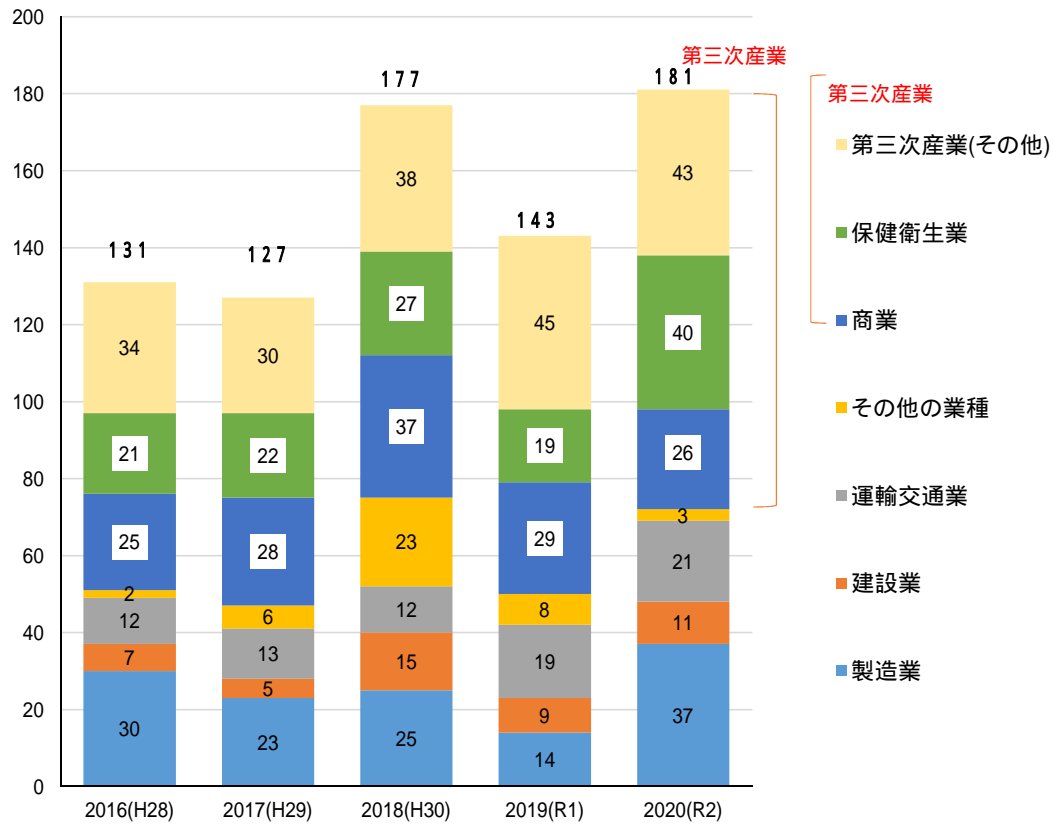
松山署管内

主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2018・2019・2020 数値は人数 松山署)

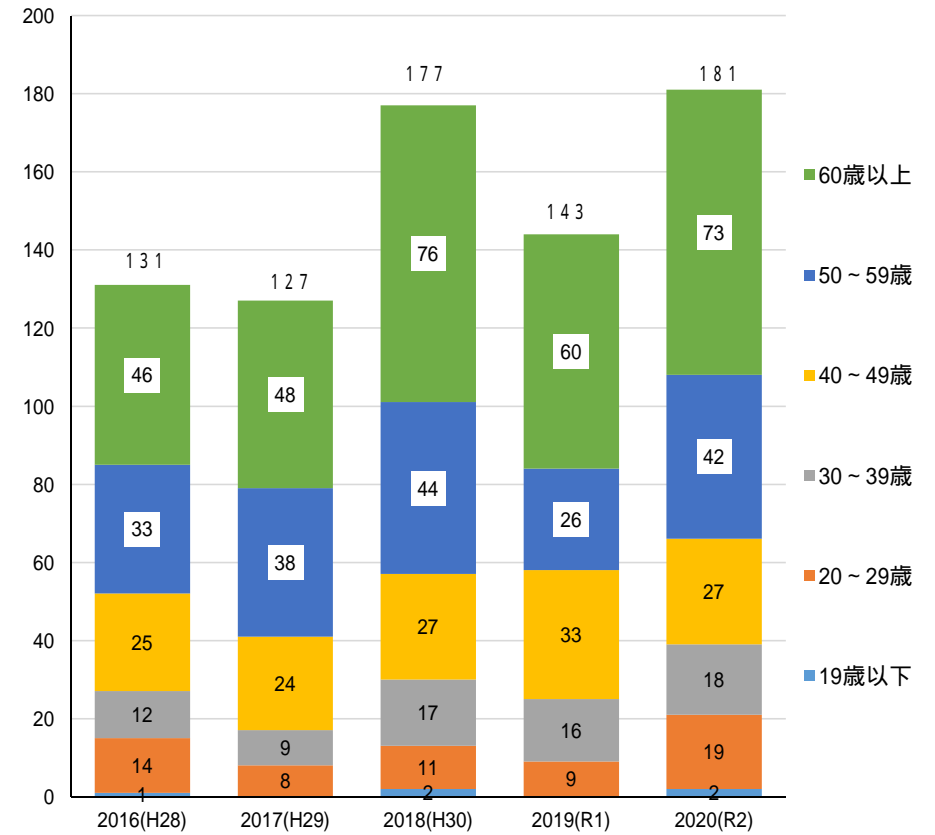


「転倒災害」発生状況(全産業 休業4日以上之死傷者数 松山署)

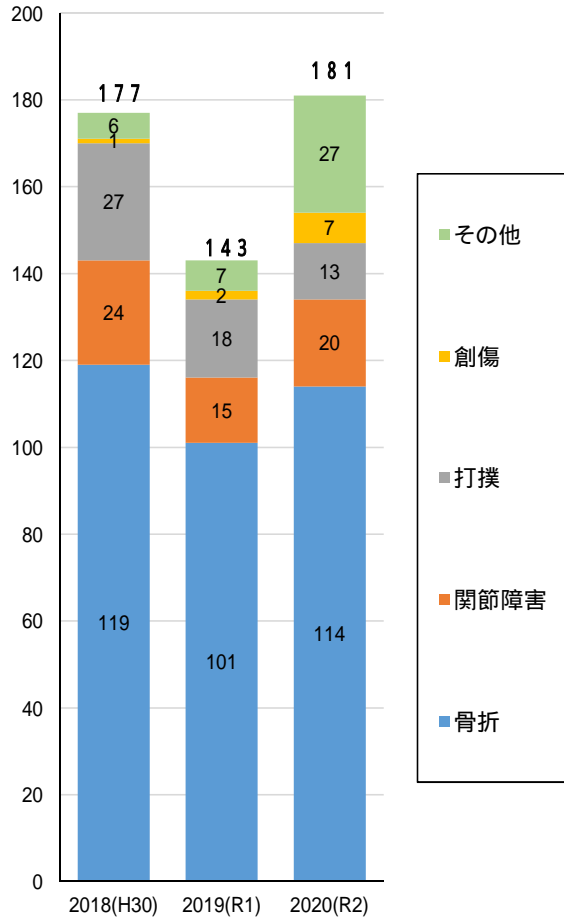
1. 主要業種別転倒災害発生状況の推移



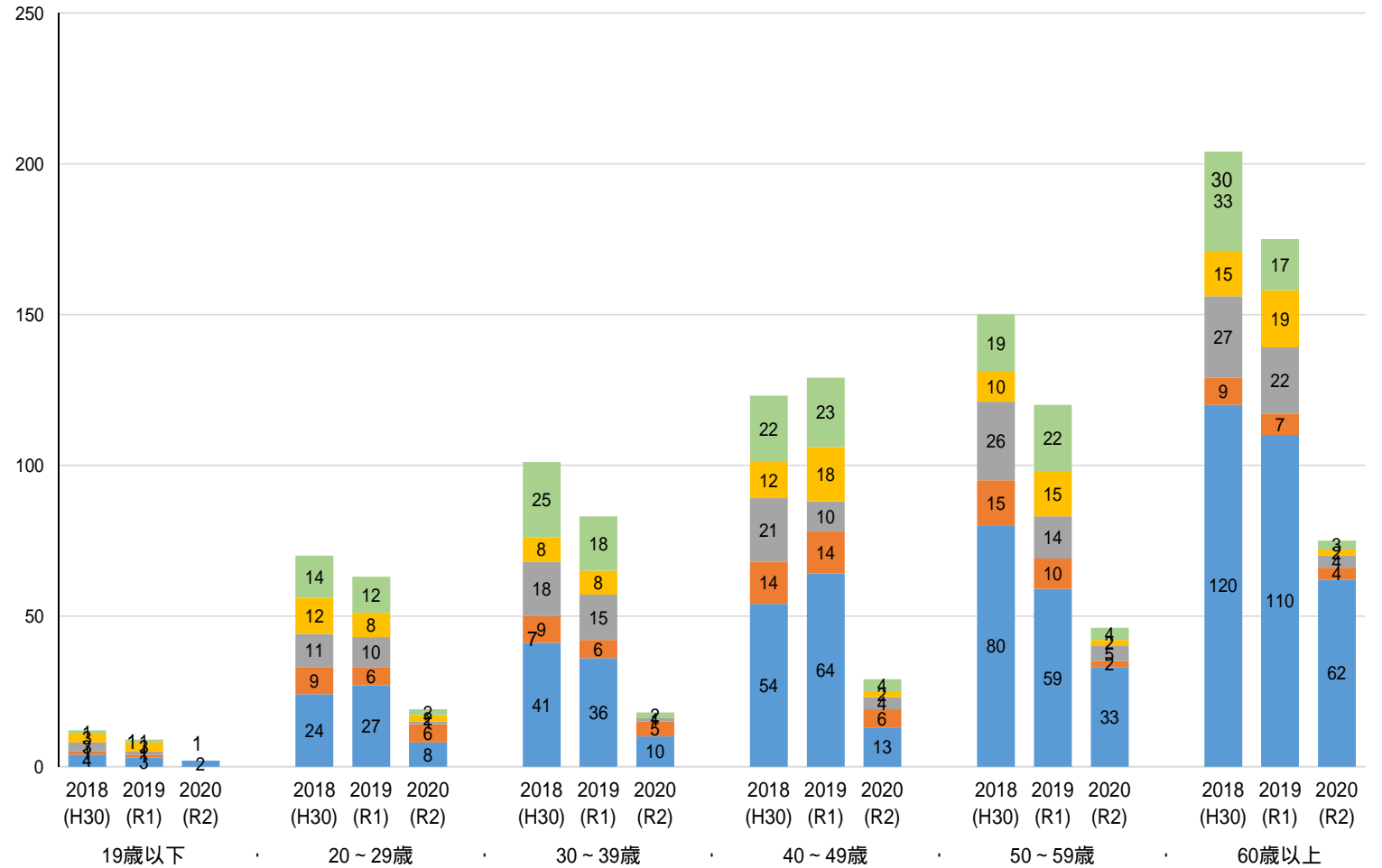
2. 年齢階層別転倒災害発生状況の推移



3. 傷病性質別転倒災害死傷者数の推移



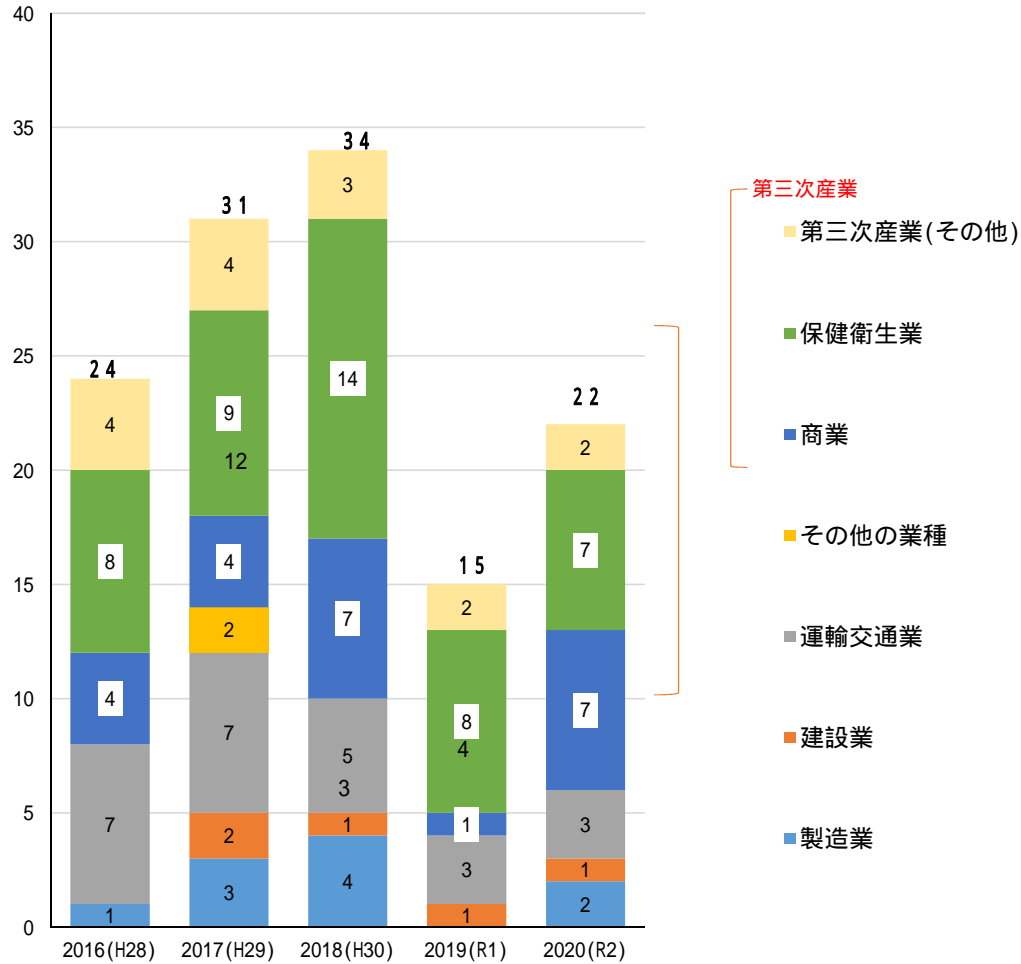
4. 年齢階層・傷病性質別転倒災害死傷者数の推移



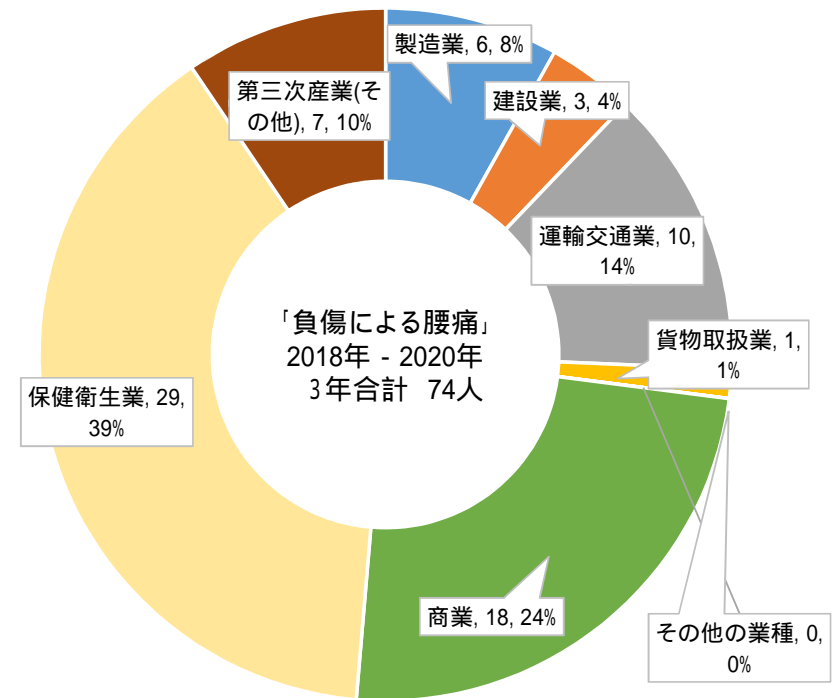
関節の障害 : 捻挫、亜脱臼及び転位を含む
 打撲傷 : 皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む
 創傷 : 切創、裂創、刺創及び挫滅傷を含む

「負傷による腰痛」発生状況(全産業 休業4日以上の死傷者数 松山署)

1. 主要業種別「負傷による腰痛」発生状況の推移



2. 主要業種別「負傷による腰痛」発生比率(2018 - 2020 3年合計)

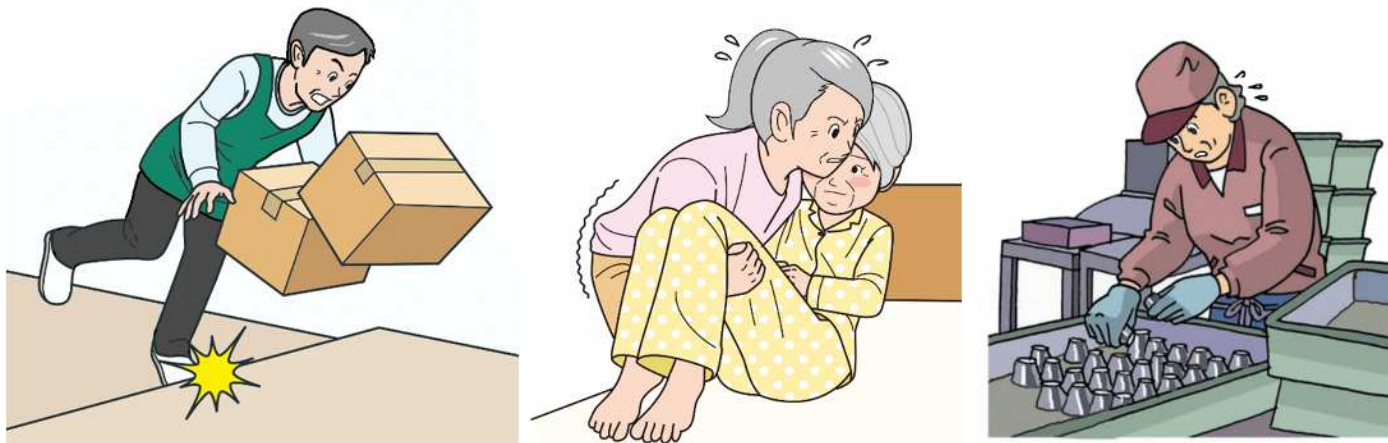


エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

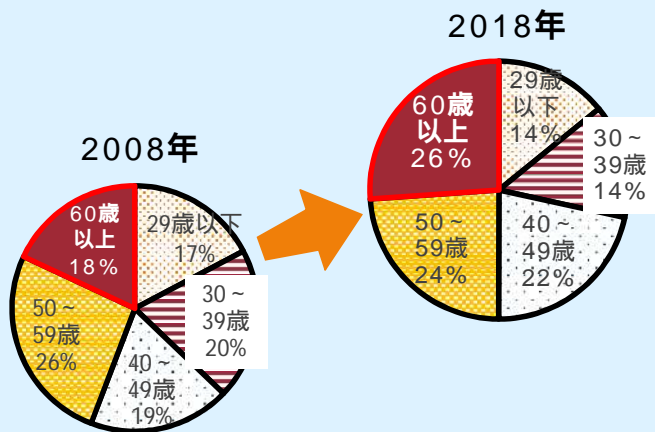
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



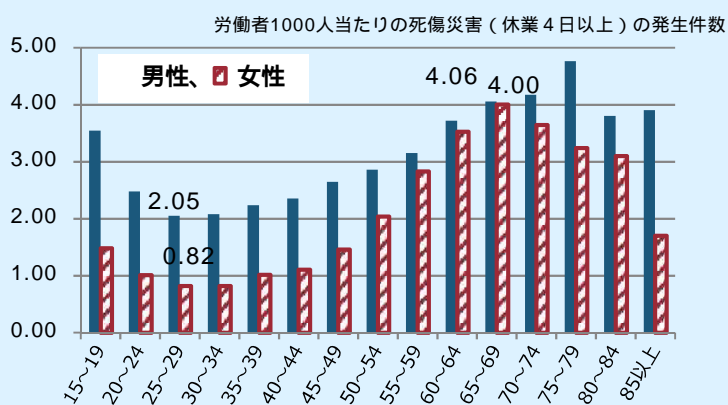
働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

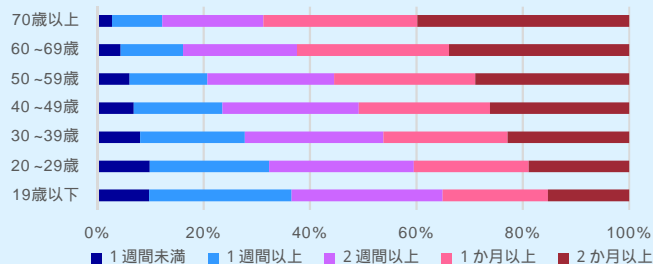
<年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら

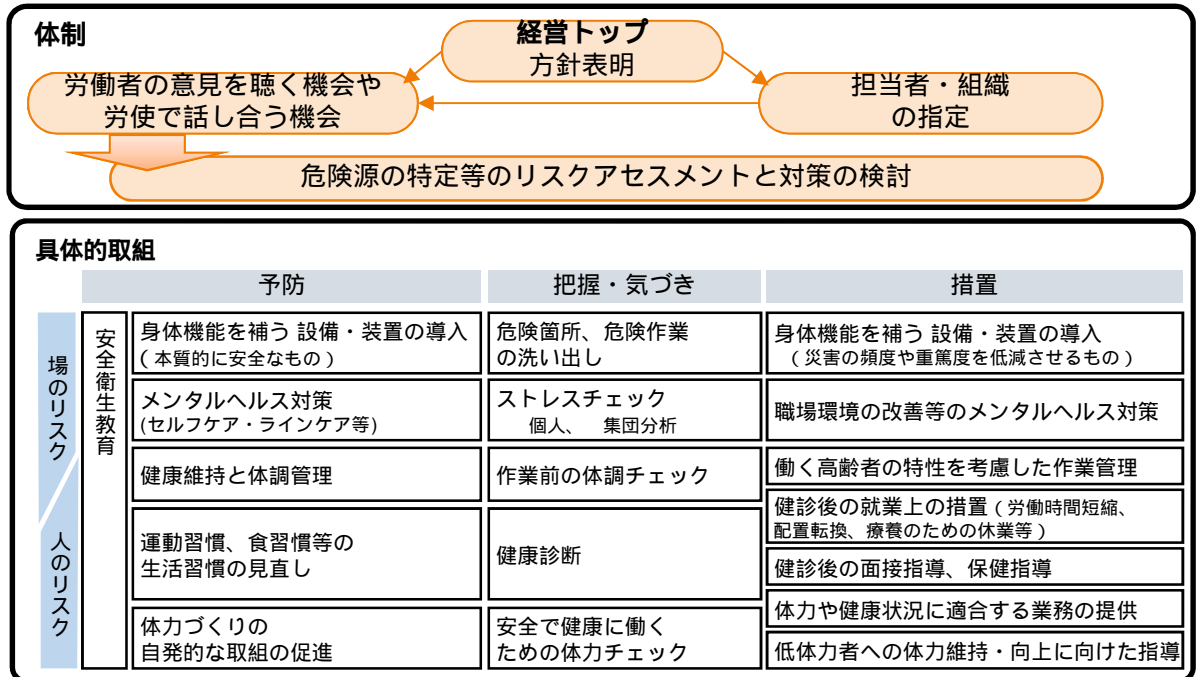
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



※考慮事項※

- ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

※考慮事項※

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

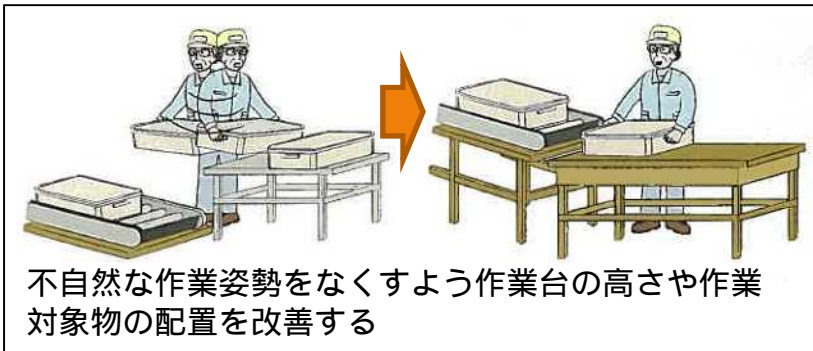
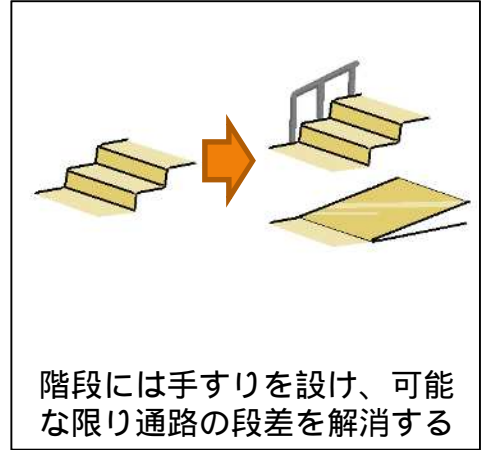
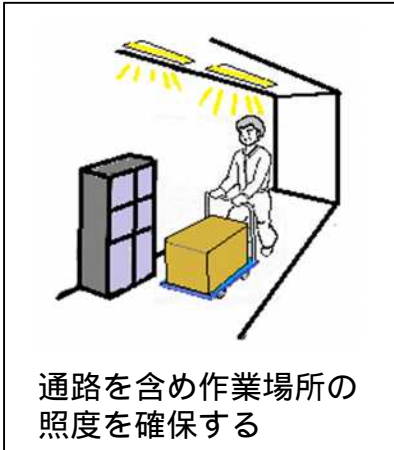
ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

↓対策の例↓



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

▼対策の例▼

< 共通的な事項 >

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します

- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

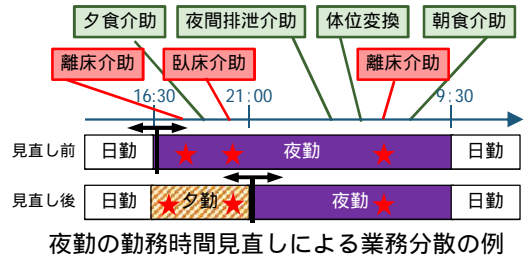


< 暑熱な環境への対応 >

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

< 情報機器作業への対応 >

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・ 高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▼対策の例▼

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

※考慮事項※

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

体力チェックの一例 詳しい内容は

I 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.66	1.66~

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 開眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価数	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から歩行人にぶつかるように歩きますか				① 歩行能力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか				② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は高率の方向がありますか				③ 静的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足を引っ掛けておき、すべりやすい状態になりますか				④ 動的バランス
5. 片足で立ったまま膝を下を蹴ることができませんか				⑤ 静的バランス
6. 一歩前に引いた足の上を、踏み足歩行で簡単に歩くと比べて歩かれますか				⑥ 動的バランス
7. 足を開いて片足で立ちつづけるのができますか				⑦ 静的バランス
8. 電車に乗って、つり革にかかるとぐらぐら立って倒れると思いますか				⑧ 動的バランス
9. 足を開いて片足で立ちつづけるのができませんか				⑨ 静的バランス

合計合計 評価数

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)

身体機能計測の評価数字を IIIのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

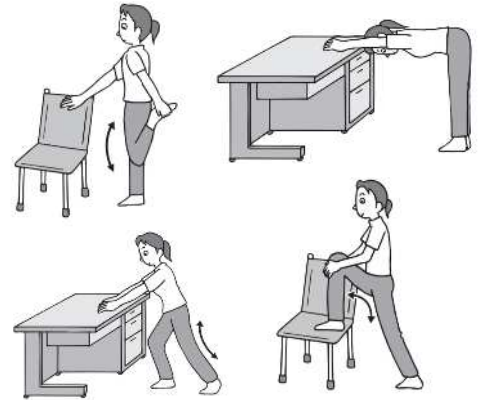
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。**

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

国による支援等（令和2年度）

エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください
事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

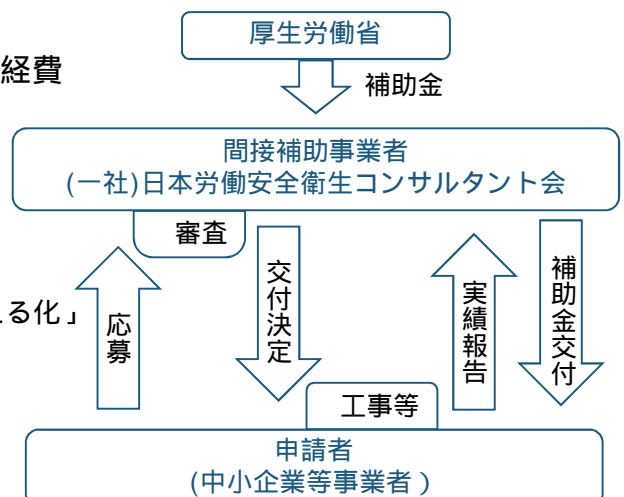
- 1 **対象者** 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 **補助額** 補助率2分の1、上限100万円
- 3 **対象経費**

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
- ・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
- ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
- ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
- ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント ● 社会保険労務士
- 中小企業診断士 ● 学識経験者 など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。
人事管理制度の整備に関すること
賃金、退職金制度の整備に関すること
職場の改善、職域開発に関すること
能力開発に関すること
健康管理に関すること
その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



(R2.3)

高年齢労働者が安心・安全に働ける職場を目指す

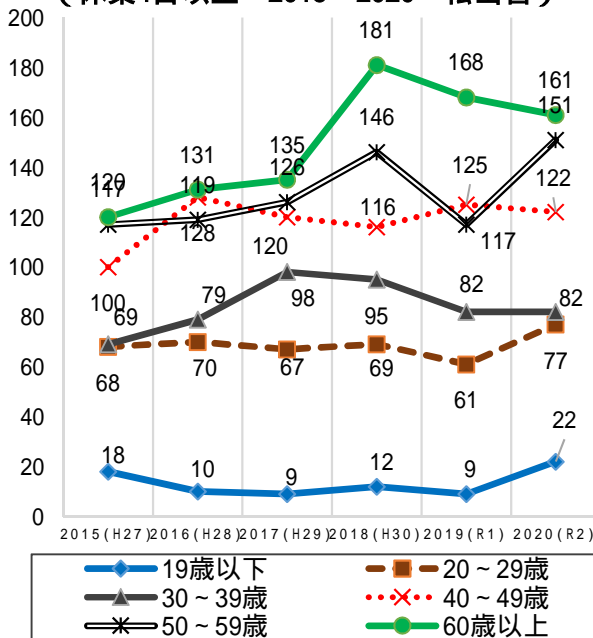
「エイジフレンドリー職場づくり」を進めましょう

【松山署管内の労働災害の動向】

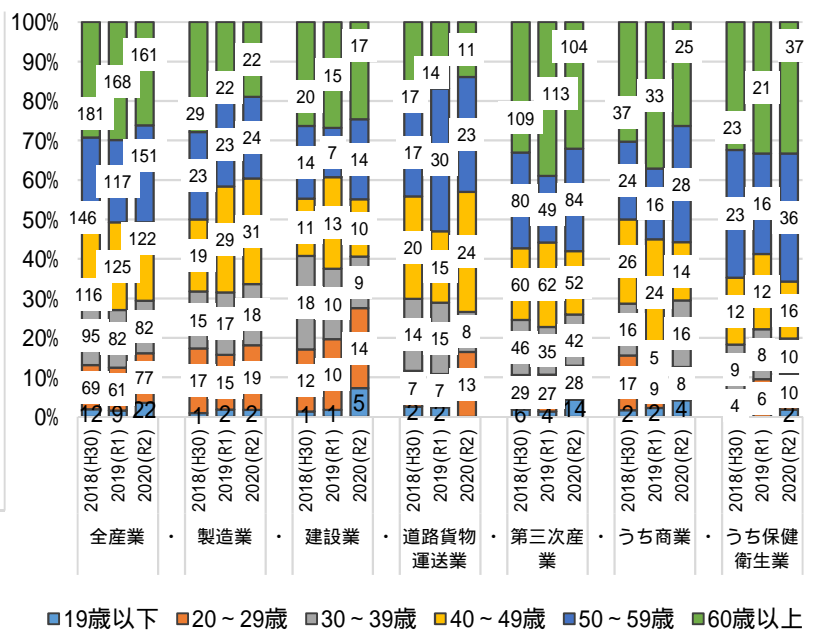
2020年の松山労働基準監督署管内の休業4日以上[※]の死傷者数は615人で、前年比+53人、+9.4%と大幅な増加となりました。年齢階層別では60歳以上が最多の161人で、前年比-7人、-4.2%とわずかに減少したものの、全体の26.2%を占めています。

事故の型別で見ると、最も発生件数の多い「転倒」災害は181人（前年比+38人、+26.6%）、次ぐ「墜落・転落」災害は130人（前年比+32人、+32.7%）であり、この内、60歳以上の死傷者の割合は、年齢階層別で最も多く、「転倒」災害で39.8%、「墜落・転落」災害で28.0%を占めています。

年齢階層別死傷者数の推移
(休業4日以上 2015~2020 松山署)



主要事故の型・年齢階層別労働災害発生割合
(休業4日以上 2018・2019・2020 数値は人数 松山署)



【高年齢労働者の労働災害を防止するための対策について】

60歳以上の就労者は、健康寿命の延伸とともに、定年延長、再雇用等により今後も増加を続け、事業場においても、貴重な労働力としてより大きな役割を担うこととなるものと思われます。

高年齢労働者は労働災害発生率が高く重症化しやすい傾向にあり、その特性に応じた対策の推進が今後なお一層重要となります。

厚生労働省では、高年齢労働者の特性に応じた具体的な取り組みを示した「**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）**」を令和2年3月に策定しました。

この「エイジフレンドリーガイドライン」による対策を推進し、高年齢労働者が安心して安全に働くことができる「エイジフレンドリー職場づくり」を目指して下さい。

【エイジフレンドリーガイドラインのポイント】

（事業者求められる取組）

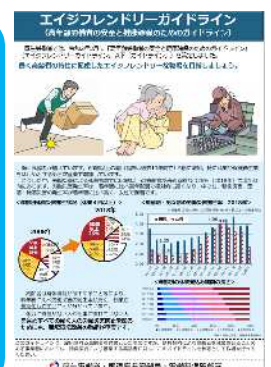
高年齢労働者の業務の実情に応じて実施可能な対策を積極的に取り組むよう努める。

具体的取組 安全衛生管理体制の確立等 職場環境の改善 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応 安全衛生教育

（労働者に求められる取り組み）

自らの健康・体力等を把握し、その維持・改善の重要性を理解して、積極的に維持・改善に取り組む。

【国・関係団体等による支援の活用】



「エイジフレンドリー職場づくり自主点検」

の実施をお願いします。

松山・新居浜労働基準監督署では、増加傾向にある高年齢労働者の労働災害の防止対策の推進を図るため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生対策を取組むことにより、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場づくりを目指す「エイジフレンドリー職場づくり」を推進するため、「エイジフレンドリー職場づくり自主点検」の実施をお願いします。

「エイジフレンドリー職場づくり」は、各事業場の高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、実施可能な取組からスタートし、その推進状況に応じて更なる取組の実施を図っていただくことで、高年齢労働者の労働災害の防止を図るものです。

この自主点検は、「エイジフレンドリーガイドライン」を理解し、これに基づき、事業場で既に取組んでいる取組、今後実施可能な取組を点検（洗い出し）していただくもので、点検結果により、取組可能な対策の実施を進めることで、「エイジフレンドリー職場づくり」を目指すものです。



自主点検表等は、以下の愛媛労働局ホームページから入手出来ます。

愛媛労働局ホームページ 「新居浜労働基準監督署からのお知らせ」からダウンロード
高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）
エイジフレンドリーガイドライン パンフレット
「エイジフレンドリー職場づくり自主点検表」 このリーフレット等

アクセス方法： 右の QRコード から、または

愛媛労働局HP 検索 労働基準監督署からのお知らせ 新居浜労働基準監督署からのお知らせ
「エイジフレンドリー職場づくり」にアクセス下さい。

アクセスURL：[https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-](https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/araihana_kantoku/290809-2_00010.html)

[roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/araihana_kantoku/290809-2_00010.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/araihana_kantoku/290809-2_00010.html)



「エイジフレンドリー職場づくり」に活用できる資料等をダウンロードできるホームページ（HP）を紹介します。

エイジフレンドリーガイドライン、パンフレット、職場改善事例、エイジフレンドリー補助金等の資料をご覧いただけます。
（エイジフレンドリーガイドラインには、「職場改善ツール『エイジアクション100』のチェックリスト」、「転倒等リスク評価セルフチェック票」も添付されています。）

「厚生労働省HP 高年齢労働者の安全衛生対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/enzen/newpage_00007.html



「エイジフレンドリーガイドライン」のパンフレットには、関連するホームページアドレスが紹介されています。

自主点検結果は、監督署まで報告をお願いします。
このリーフレット、自主点検等のお問い合わせは、以下をお願いします。

お問い合わせ先

〒791-8523 松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎 4階
松山労働基準監督署 安全衛生課

089-918-2460

R3.4

「エイジフレンドリー職場づくり」自主点検にご協力をお願いします。

現在、松山・新居浜労働基準監督署では、増加傾向にある高年齢労働者の労働災害の防止対策の推進を図るため、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の特性に配慮した安全衛生対策を取組むことにより、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場づくりを目指す「エイジフレンドリー職場づくり」を推進することといたしました。

「エイジフレンドリー職場づくり」は、各事業場の高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、実施可能な取組からスタートし、その推進状況に応じて更なる取組の実施を図っていただくことで、高年齢労働者の労働災害の防止を図るものです。

この自主点検は、各事業場の担当者の皆様が、別添の「パンフレット」及び「エイジフレンドリーガイドライン」に記載されている具体的な取組内容をご確認のうえ、自主点検票の各項目に関し、事業場で既に取組んでいる事項、今後実施可能な取組を点検（洗い出し）していただくものです。点検結果により、実施可能な取組のなお一層の推進をお願いいたします。

あわせて、当該自主点検の結果を、裏面の点検表に取りまとめ、下記報告先まで、ファックス、郵送により提出をお願いいたします。

「エイジフレンドリー職場づくり」自主点検実施要領

【留意事項】

- 本取組の実施、点検表の作成、報告は法令等により義務付けられたものではありません。
- 「自主点検表」の各項目はエイジフレンドリーガイドラインに基づいて設定しています。各項目の具体的な取組内容は、基本的には当該ガイドラインに記載されている取組となりますが、それ以外でも高年齢労働者の労働災害防止に資するものであれば、点検事項に含めてください。
- 本自主点検は、点検実施者において「エイジフレンドリー職場づくり」の取組を検討していただくこと及び当署において、管内の取組状況を把握することを目的とするものです。点検表の記載内容により監督署が指導等を行うものではありません。

【点検表記載要領】

- 各項目の点検結果欄に、次の番号により回答して下さい。具体的な取組事項等の特記事項がある場合は、各項目下欄の括弧内に記載して下さい。

取組を行っている場合（一部を含む） 1及び2双方に該当する場合は2と記載

- 1 : 既に取組済（取組内容に高年齢労働者の特性が配慮されたもの（以下同じ） 一部を含む）
- 2 : 取組の追加・拡充の予定がある（見込み及び優先順位を付けて実施している場合等を含む）

点検時に取組を行っていない場合

- 3 : 取組む予定がある（一部を含む 以下同じ）
- 4 : 取組が可能で実施を検討したい。（他の取組の状況に応じて取組実施を検討する場合を含む）
- 5 : 点検時点で取組の予定は無い。
- 6 : その他（該当が無い場合を含む）

各項目の具体的な取組内容については、「エイジフレンドリーガイドライン パンフレット(パンフと記載)」、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(ガイドラインと記載)の記載箇所を示していますので、参照願います。

【職場点検表の報告】

裏面の「自主点検表」を下記送付先までファクス、郵送等により報告をお願いします。

送付・問い合わせ先

〒791-8523 松山市六軒家町 3-27 松山労働基準監督署 安全衛生課

0 8 9 - 9 1 8 - 2 4 6 0

FAX 0 8 9 - 9 1 7 - 5 2 3 0

「エイジフレンドリー職場づくり」自主点検表

令和 年 月 日

事業場名	事業内容（業種）
所在地	労働者数：男 女 計 （うち 60 歳以上の労働者：男 女 計 ）

番号	点 検 事 項	点検結果
1. 取り組みの必要性 取組の準備 （ : パンプ P7 中段、ガイドライン P11 第 4 参照）		
	高年齢労働者の特性に対応した取組対策の必要性の有無	有 ・ 無
	取組事例を調べて、必要な対策等を検討する。	以下番号
〔特記事項〕		
2. 安全衛生管理体制の確立等 （パンプ P2 1、ガイドライン P1~3 第 2 の 1 参照）		
	経営トップによる方針の表明及び体制整備	
	高年齢労働者の災害発生リスクに係るリスクアセスメントの実施	
	エイジアクション 100 のチェックリストの活用	
〔特記事項〕		
3. 職場環境の改善 （パンプ P2,3 2、ガイドライン P3~5 第 2 の 2 参照）		
	身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）	
	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）	
〔特記事項〕		
4. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握（パンプ P4,5 3、ガイドライン P5~7 第 2 の 3 参照）		
	健康状況の把握（法定の健康診断（定期・雇入時）の実施以外）	
	体力の状況の把握	
〔特記事項〕		
健康や体力の状況に関する情報の取扱いには「必要な措置」があります。留意願います。		
5. 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（パンプ P6 4、ガイドライン P7~9 第 2 の 4 参照） 照 については、愛媛労働局ホームページ内の「治療と仕事の両立支援」を参照）		
	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置	
	高年齢労働者の状況に応じた業務の提供	
	のうち、治療と仕事の両立支援の実施	
	高年齢労働者の身体機能及び健康保持増進対策の実施	
	高年齢労働者の心の健康の保持増進対策の実施	
〔特記事項〕		
6. 安全衛生教育 （パンプ P6 5、ガイドライン P9~10 第 2 の 5 参照）		
	高年齢労働者に対する教育	
	管理監督者等に対する教育	
〔特記事項〕		
7. 国・関係団体等による支援の活用 （パンプ P7,8、ガイドライン P11,12 参照）		
国の補助金、関係団体等の支援を活用（予定、希望を含む）があれば、その内容を記載してください。		
〔支援の活用〕		

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

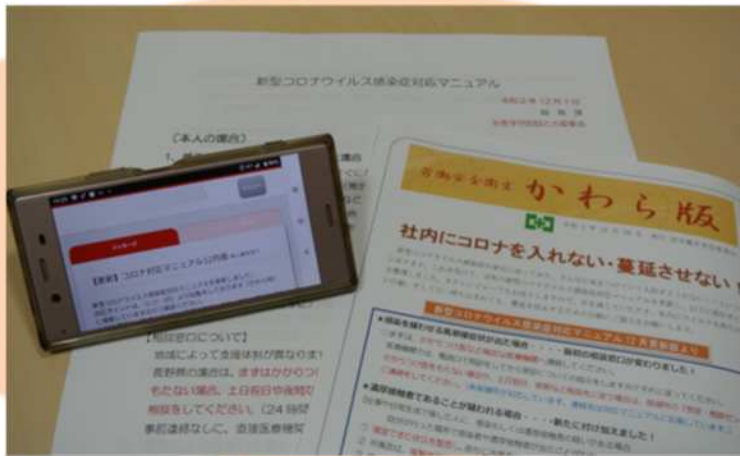
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
感染リスクのある社員の自宅待機
濃厚接触者の把握
消毒
関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5))	
・ 手洗い うがい 確実に！ ・ 十分とろう 睡眠は！ ・ 毎朝検温 忘れずに！ ・ 人混み避けよう！マスクせよ！ ・ 必ず換気 休憩所！	Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus) ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn! ・ Có đủ giấc ngủ! ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng! ・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ! ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい/いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい/いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999